

地下水の追加モニタリングの実施

県境不法投棄現場の中央部においては、撤去作業に伴う現場の掘削によりモニタリングできる井戸が現存しないことから地下水のモニタリングを実施していないが、8月4日から現場中央部の谷部に2本の井戸を掘削しており、これらの井戸において、地下水のモニタリングを実施する。

なお、井戸設置作業時の機械ボーリングにおいて観測井設置箇所の地質状況を把握するとともに、当該井戸の汚染状況や地下水位、基盤岩の位置を確認し、これにより地下水の分布・賦存量等を補完し、変更計画に反映させる。

